

海外新着情報

2009 年

News Index

- 2009.5.26 **韓国** : 優先審査制度の導入
- 2009.4.09 **ニュージーランド** : 改正商標法の議会審議開始
- 2009.4.08 **中国** : 商標法改正案
- 2009.4.07 **欧州共同体商標意匠庁(OHIM)** : CTM 登録料の廃止
- 2009.2.21 **カナダ** : 異議申立手続の改正
- 2009.2.19 **ベネズエラ** : アンデス共同体脱退による影響
- 2009.2.4 **カナダ** : 商標出願時の注意点
- 2009.2.3 **ドミニカ国** : 新商標法施行

○2009.5.26 韓国 優先審査制度の導入

2009 年 4 月 1 日より、商標登録出願(国際登録は除く)に対する優先(早期)審査制度が導入され、施行されることになりました。従来、出願から審査開始まで約 6~8 月程かかっておりましたが、優先審査を申請することにより出願から約 2 月でオフィスアクションが出されることになるようです。優先審査の対象となる出願は下記の通りです。

1. 出願人が該当出願商標の指定商品・役務すべてを使用しているか、もしくは使用準備中であることが確実である場合。
2. 第三者が出願商標と同一・類似の商標を正当な理由なく業として使用していると認められる場合。

注意点としては、優先審査を申請する際に追加手数料(1区分当たり約 13,000 円)が必要であること、及び、優先審査請求により、出願日から 6 ヶ月以内に登録された場合、パリ条約上の優先権主張をともなう他人の先願との審査は行なわれませんので、後々この優先権を伴う先願商標の存在を理由に登録が無効となる可能性があることです。

○2009.4.09 ニュージーランド 改正商標法の審議開始

2009 年 4 月 7 日より、改正商標法 2008 についての議会における第一次審議が始まりました。数週間のうちには、改正商標法の公表日が発表される見込みです。主な改正点は以下の通りです。

- マドリッドプロトコルへの加入条文が含まれました。
- 本格的にニース国際分類を採用します。従いまして、1941 年 12 月 11 日以前にニュージーランドで登録された商標については、商品の書換をする必要があります。

○2009.4.08 中国 商標法改正案

先日 2008 年における中国の商標登録出願件数は 70 万件近くに達し、7 年連続で世界 1 位となったことが発表されましたが、一方で審査の遅れが重大な問題となっています。審査の早期化を図るために、2008 年には、新たに 100 人の審判官及び 300 人の商標専門の審査官が採用されたそうです。

さらに審査を早期化するために、2010 年をめどに商標法を改正する案が出されているそうです。主な改正点は、以下の通りです。

- 新出願の審査について、先登録商標、先出願商標との類否の審査は行いません。
- 上記の審査の改正に伴い、登録に異議のある先登録、先出願商標の権利者は、新出願の登録後に異議申立をすることにより、当事者間での解決を図ります。

○2009.4.07 欧州共同体商標意匠庁(OHIM) CTM 登録料の廃止

2009 年 5 月 1 日より、登録料(850 ユーロ:1 出願 3 区分まで)を廃止すること、及び、現在 750 ユーロ(1 出願 3 区分まで)である出願料が、900 ユーロに値上げされることが発表されました。出願料は値上げされますが、登録料が廃止されることで、実質的には大きな値下げとなります。登録料の廃止については、2009 年 5 月 1 日に審査に係属中のすべての出願に適用されますので、2009 年 5 月 1 日までに登録料の納付を要求されていない出願に関しましては、今後登録料を納付する必要はありません。

○2009. 2.21 カナダ 異議申立手続の改正

2009 年 3 月 31 日より商標異議申立に関する新しい基準が実施されることが発表されました。主な改正点は、以下の通りです。

- 異議申立人及び出願人いずれかの要請で最高 9 カ月の異議申立、意見書提出及び双方の証拠提出の期間を延長することができる「クーリングオフ(cooling off)」制度が導入されます。
- 上記延長期間をさらに延長する例外的な要件に関するガイダンスを設け、その期間延長を認める基準を明確にしました。

現在、期間を延長するためには複数の手続が必要ですが、「クーリングオフ(cooling off)」の導入により、手続の簡素化が図られ、また、現在より長い延長期間が与えられることにより、異議申立人及び出願人の合意及び和解が促されることを目的としています。一方で、「クーリングオフ(cooling off)」の期間を過ぎても合意や和解に至らない場合には、その後の手続期間を延長することが非常に難しくなり、ときには延長ができなくなることに注意する必要があります。

○2009. 2.19 ベネズエラ アンデス共同体脱退による影響

ベネズエラ特許商標局は、アンデス条約決定 486 号を無効とし、国内法である 1955 年工業所有権法を適用することを、2008 年 9 月 17 日付にて公告しました。国内法適用に伴う主な影響は以下の通りです。

- 国際分類による商品・役務区分が利用できなくなり、ローカル分類を利用しなければなりません。
- 更新期限経過後の猶予期間を設けておりません。
- 商標の不使用取消期間が 3 年から 2 年になります。

○2009.2.4 カナダ 海外からの商標出願する際の注意点

カナダでは、外国で商標登録を有する者は、本国登録及び使用をベースに、同じ商標を同じ商品又はサービスについてカナダに出願することができます。この場合、出願人は、カナダでの出願が公告されるまでに本国の登録証明書を提出すれば、本国で既に使用を開始している商品やサービスについて、カナダで使用していなくても商標登録を取得することができていました。

ところが、最近の異議申立事件 (Allergan Inc. v. Lancôme Parfums and Beauté & Cie, General Partnership, 64 C.P.R. (4th) 147 (T.M.O.B.))において、外国での商標登録をベースにカナダに出願された商標が、カナダ出願時に、本国や他の国で使用されていることが証明できなかったことを理由に、拒絶されました。

現地代理人によりますと、この事件以降、本国登録及び使用をベースにしてカナダに出願した商標について、カナダ出願時に、本国や他の国で使用されているかどうか疑わしい場合には、出願全体が拒絶されてしまう危険性が出てきたため、本国登録及び使用をベースにカナダ出願をする際には、同時にカナダにおける使用意思の主張をすることを勧めております。

この件に関しては、今のところカナダ知的財産庁からの公式発表はありません。今後の進展があり次第ご案内いたします。

○2009.2.3 ドミニカ国 新商標法の施行

ドミニカ国では、2009年2月1日から新商標法が施行されました。新法では、これまでイギリス登録に基づいてドミニカ国の商標登録が取得できる制度が廃止されます。今後ドミニカ国で商標を登録するには、ドミニカ国へ直接出願する方法のみになります。経過措置として、2010年2月1日までは、イギリス登録に基づいてドミニカ国への商標登録を受けつけるとのことですので、イギリスに登録商標を持つ権利者、若しくは、商標を出願中の方は、新法施行日(2009年2月1日)から12ヶ月以内であれば、イギリス登録に基づいてドミニカ国に出願することができます。これらの出願については、イギリスにおける出願日及び優先権の主張がそのまま認められます。また、現在ドミニカに存続している登録商標は、新法施行後も有効で、更新は新法のもとで行われます。

他の主な改正点は以下の通りです。

- 存続期間: 出願から10年(更新は10年ごと)
 - ※ 現在出願中の商標(直接出願、イギリス登録ベース出願を問わず)が登録された場合には、新法が適用され、存続期間は10年になります。
- パリ条約の例による優先権の主張が可能になりました。
- 国際分類第9版を採用しました。
 - ※ 旧法下で登録された商標は、更新時に商品・役務の書換を行わなければなりません。
- 多区分出願が可能になりました。
- 不使用による取消期間: 登録から3年